

身体障害者診断書（障害用）

総括表

氏名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	男・女
住所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通，労災，その他の事故，戦傷，戦災， 自然災害，疾病，先天性，その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日（頃）	場所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。） 添付個別所見欄用紙 様式7-3		

障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日

⑤ 総合所見（個別の所見欄用紙を用いた時は，重複部分の記載を省略してさしつかえありません。）

〔将来再認定（約 年後） 要・不要〕

⑥ その他参考となる合併症状

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

年 月 日

病院又は診療所の名称

所在地

診療担当科名

科

医師氏名

印

意見書

身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕

障害の程度は，身体障害者福祉法別表に掲げる障害に・該当する（ 級相当）・該当しない

注意

1. 障害名には現在起っている障害，例えば両眼失明，両耳ろう，右上下肢麻痺，心臓機能障害等を記入し，原因となった疾病には，角膜混濁，先天性難聴，脳卒中，僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
2. 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については，「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。
3. 障害区分や等級決定のため，県から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

等級認定	項目	1 種	2 種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	再審査	審議会
	認定印										
	障害名										

備考 等級認定欄内は記入しないでください。

等級認定	項目	1 種	2 種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	再審査	審議会
	認定印										
	障害名										

備考 等級認定欄内は記入しないでください。

(該当するものを○で囲む)

〔はじめに〕

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない）。

- 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること
- そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること

1 「聴覚障害」の状態及び所見

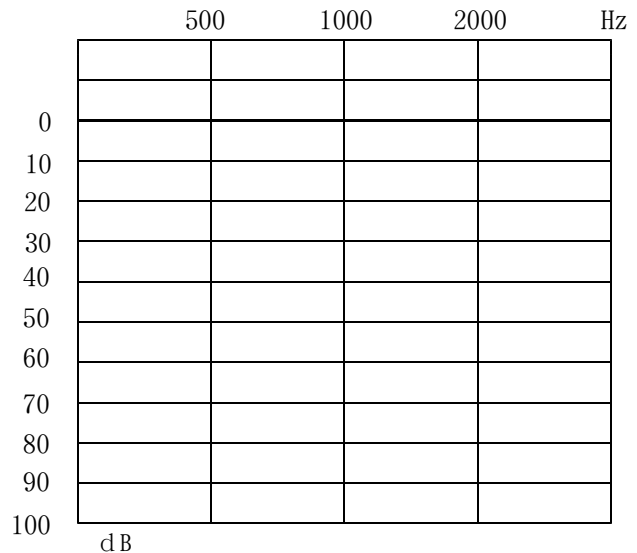
- (1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル） (4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する）

右	d B
左	d B

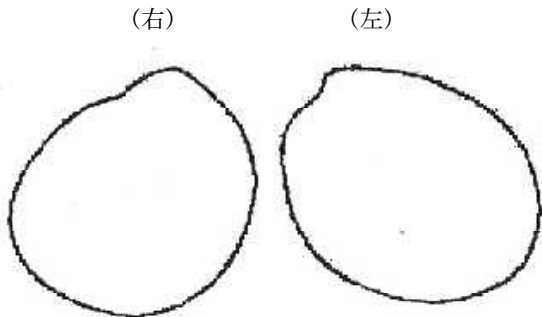
ア 純音による検査
オーディオメータの型式 _____

- (2) 障害の種類

伝 音 性 難 聴
感 音 性 難 聴
混 合 性 難 聴



- (3) 鼓膜の状態



- イ 語音による検査
語音明瞭度

右	%
左	%

- (5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有 ・ 無

(注) 2級と診断する場合、記載すること。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は（ ）内に必要事項を記述すること。

「該当する障害」

- そしゃく・嚥下機能の障害 → 「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 咬合異常によるそしゃく機能の障害 → 「②咬合異常によるそしゃく機能障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
 その他〔 〕

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉 各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力，不随意運動の有無，反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状，運動能力，反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動，反射異常
- ・声帯：内外転運動，梨状窩の唾液貯蓄

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し，異常の部位，内容，程度等を詳細に記載すること。

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉 各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から喉頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

〈参考2〉 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物，半固形物，流動食）
- ・誤嚥の程度（毎回，2回に1回程度，数回に1回，ほとんど無し）

- 観察・検査の方法

- エックス線検査（ ）
 内視鏡検査（ ）
 その他（ ）

- 所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から，嚥下状態について詳細に記載すること。

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

著しい咬合障害があり，歯科矯正治療等を必要とする。

その他〔 〕

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

〔 〕

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では，上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

〔 〕

(2) その他（今後の見込み等）

〔 〕

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級項目にレを入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは，経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

*具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害（仮性球麻痺，血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

外傷，腫瘍切除等による顎（顎関節を含む），口腔（舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく筋等），咽頭，喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは，著しいそしゃく・嚥下機能または，咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

*具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害（仮性球麻痺，血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

外傷，腫瘍切除等による顎（顎関節を含む），口腔（舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく筋等），咽頭，喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定にあたっては，J I S規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は，周波数500，1000，2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa, b, cとした場合， $a+2b+c/4$ の算式により算定し，a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は，当該dB値を105dBとして当該算式を計上し，聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については，「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとする。

(3) 小腸機能障害を併せもつ場合については，必要とされる栄養摂取の方法等が，どちらかの障害によるものであるか等について詳細に診断し，該当する障害について認定することが必要である。